

お知らせ

令和5年3月20日

林地開発の手引きが次のとおり一部改正されました。令和5年4月1日以降に林地開発許可申請書を提出する場合に適用になります。

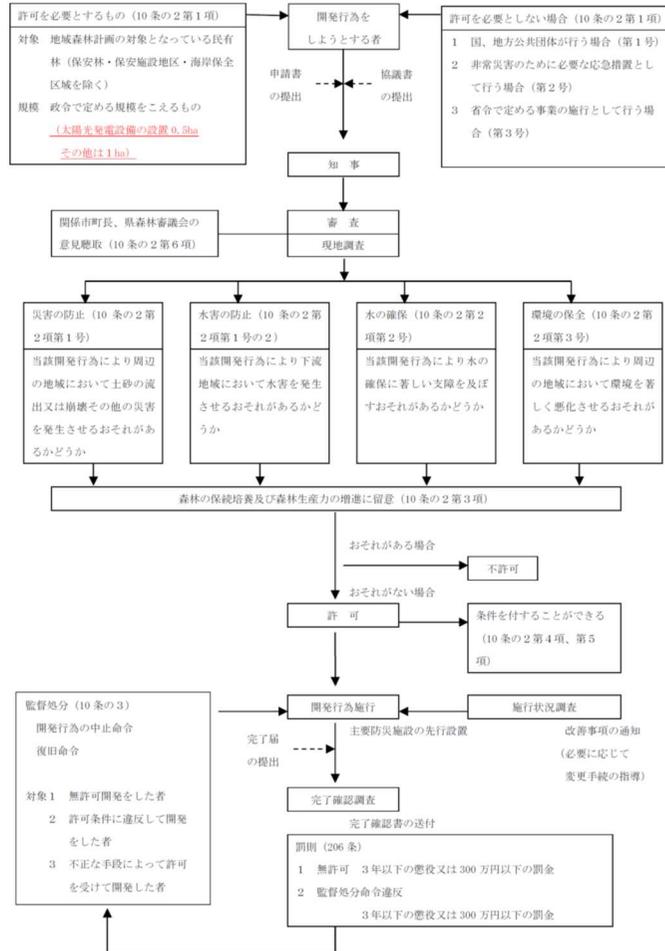
改正後	改正前
<p>林地開発の手引き 《森林の適正な保全と利用のために》</p> <p><u>令和5年4月</u></p> <p>目次</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p><b>I. 林地開発許可制度の概要</b></p> <p>(1) 許可制度の沿革…………… 1</p> <p>(2) 許可制度の対象となる森林…………… 1</p> <p>(3) 許可制度の対象となる開発行為…………… 1</p> <p>(4) 許可制度の適用のない開発行為…………… 1</p> <p>(5) 許可基準…………… 2</p> <p>(6) 監督処分…………… 2</p> <p>(7) 罰則…………… 2</p> <p>(8) 連絡調整（林地開発協議）…………… 2</p> <p>(9) 林地開発許可制度の体系図（表1）…………… 4</p> <p>(10) 林地開発許可申請等の手続（表2）…………… 5</p> <p><b>II. 実施要領</b></p> <p>(1) 香川県林地開発許可制度実施要領…………… 6</p> <p>(2) 提出書類様式</p> <p>① 林地開発許可関係…………… <u>17</u></p> <p>② 林地開発協議関係…………… <u>57</u></p> <p><b>III. 審査基準</b></p> <p>(1) 香川県林地開発許可審査基準…………… <u>64</u></p> <p>(2) 技術基準（参考）…………… <u>70</u></p> <p><b>IV. 関係法令等</b></p> <p>(1) 森林法（抄）…………… <u>92</u></p> <p>(2) 森林法施行令（抄）…………… <u>98</u></p> <p>(3) 森林法施行規則（抄）…………… <u>99</u></p> <p>(4) 連絡調整（林地開発協議）の根拠…………… <u>101</u></p>	<p>林地開発の手引き 《森林の適正な保全と利用のために》</p> <p><u>令和4年9月</u></p> <p>目次</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p><b>I. 林地開発許可制度の概要</b></p> <p>(1) 許可制度の沿革…………… 1</p> <p>(2) 許可制度の対象となる森林…………… 1</p> <p>(3) 許可制度の対象となる開発行為…………… 1</p> <p>(4) 許可制度の適用のない開発行為…………… 1</p> <p>(5) 許可基準…………… 2</p> <p>(6) 監督処分…………… 2</p> <p>(7) 罰則…………… 2</p> <p>(8) 連絡調整（林地開発協議）…………… 2</p> <p>(9) 林地開発許可制度の体系図（表1）…………… 4</p> <p>(10) 林地開発許可申請等の手続（表2）…………… 5</p> <p><b>II. 実施要領</b></p> <p>(1) 香川県林地開発許可制度実施要領…………… 6</p> <p>(2) 提出書類様式</p> <p>① 林地開発許可関係…………… 16</p> <p>② 林地開発協議関係…………… 56</p> <p><b>III. 審査基準</b></p> <p>(1) 香川県林地開発許可審査基準…………… 63</p> <p>(2) 技術基準（参考）…………… 69</p> <p><b>IV. 関係法令等</b></p> <p>(1) 森林法（抄）…………… 91</p> <p>(2) 森林法施行令（抄）…………… 97</p> <p>(3) 森林法施行規則（抄）…………… 98</p> <p>(4) 連絡調整（林地開発協議）の根拠…………… 100</p>

改正後	改正前
<p>I. 林地開発許可制度の概要</p> <p>(1) 許可制度の沿革</p> <p>公益的機能の特に高い森林については、森林法の規定する保安林制度に基づき、従来から、その保全及び形成が図られてきたところです。しかし、昭和40年代後半の高度経済成長、都市化の進展等社会経済情勢の変化に伴い、特に、ゴルフ場の造成、レジャー施設の建設等の土地開発が法的規制措置が講じられていない保安林以外の森林において急増しました。このため、保安林以外の森林においても開発行為を行う場合にはこれらの森林の有する機能を阻害しないようその適正化を図る必要があるとして、森林法の一部が改正され、森林で一定規模を超える開発行為をしようとする場合は、知事の許可を必要とする林地開発許可制度が昭和49年10月に発足しました。</p> <p>その後、森林に対する開発行為が大規模化、集中化等の傾向をみせたことに伴い、平成3年4月の森林法改正において、下流地域において水害を発生させるおそれを生じさせないことが許可要件として追加されるとともに、開発に伴う地元の意向を的確に反映させ、開発に伴う影響を専門の見地から慎重に判断できるように、法定の手續として関係市町長及び県森林審議会の意見を聴くこととされました。</p> <p><u>また、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度が平成24年に創設されて以来、太陽光発電設備の設置を目的とする森林の開発が増加し、全国的に災害や景観等への懸念が高まったことに伴い、令和4年9月に森林法施行令の一部が改正され、知事の許可を必要とする林地開発のうち、太陽光発電設備の設置を目的とするものについての面積基準が0.5ヘクタールとされました。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 許可制度の対象となる開発行為</p> <p>許可制度の対象となる開発行為は、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるもの」となっています。(森林法第10条の2第1項)</p> <p>なお、「政令で定める規模」は、次のように定められています。(森林法施行令第2条の3)</p> <p>ア 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為 <u>当該</u>行為に係る土地の面積1ヘクタール<u>で、かつ、</u>道路（路肩部分及び屈曲部又は待避</p>	<p>I. 林地開発許可制度の概要</p> <p>(1) 許可制度の沿革</p> <p>公益的機能の特に高い森林については、森林法の規定する保安林制度に基づき、従来から、その保全及び形成が図られてきたところです。しかし、昭和40年代後半の高度経済成長、都市化の進展等社会経済情勢の変化に伴い、特に、ゴルフ場の造成、レジャー施設の建設等の土地開発が法的規制措置が講じられていない保安林以外の森林において急増しました。このため、保安林以外の森林においても開発行為を行う場合にはこれらの森林の有する機能を阻害しないようその適正化を図る必要があるとして、森林法の一部が改正され、森林で一定規模を超える開発行為をしようとする場合は、知事の許可を必要とする林地開発許可制度が昭和49年10月に発足しました。</p> <p>その後、森林に対する開発行為が大規模化、集中化等の傾向をみせたことに伴い、平成3年4月の森林法改正において、下流地域において水害を発生させるおそれを生じさせないことが許可要件として追加されるとともに、開発に伴う地元の意向を的確に反映させ、開発に伴う影響を専門の見地から慎重に判断できるように、法定の手續として関係市町長及び県森林審議会の意見を聴くこととされました。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 許可制度の対象となる開発行為</p> <p>許可制度の対象となる開発行為は、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるもの」となっています。(森林法第10条の2第1項)</p> <p>なお、「政令で定める規模」は、次のように定められています。(森林法施行令第2条の3)</p> <p>ア 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="248 158 922 188">所として必要な拡幅部分を除く。)の幅員3メートル</p> <p data-bbox="221 268 1088 331"><u>イ 太陽光発電設備の設置を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積0.5ヘクタール</u></p> <p data-bbox="221 339 1106 403"><u>ウ ア及びイに掲げる行為以外の行為 当該行為に係る土地の面積1ヘクタール</u></p> <p data-bbox="183 448 389 478">(4) ~ (8) 略</p>	<p data-bbox="1252 158 2063 256">面積が1ヘクタールを超えるものにあつては道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員3メートル</p> <p data-bbox="1169 268 1839 298">イ その他の行為にあつては土地の面積1ヘクタール</p> <p data-bbox="1144 438 1350 469">(4) ~ (8) 略</p>

改正後

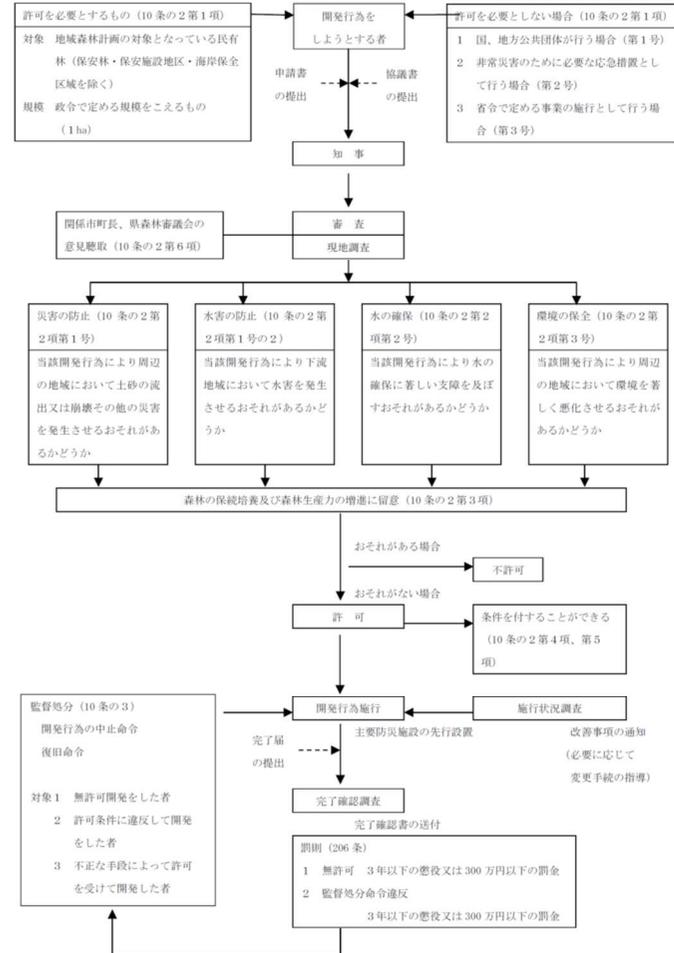
林地開発許可制度の体系図（表1）



(10) 略

改正前

(9) 林地開発許可制度の体系図（表1）



(10) 略

改正後	改正前
<p data-bbox="181 161 349 185">Ⅱ. 実施要領</p> <p data-bbox="181 193 640 217">(1) 香川県林地開発許可制度実施要領</p> <p data-bbox="192 225 869 248">[制定 平成 15 年 3 月 31 日付け 14 み保第 35798 号]</p> <p data-bbox="192 256 875 280">[最終改正 <u>令和 5 年 3 月 6 日付け 4 み保第 374574 号</u>]</p> <p data-bbox="181 336 443 360">第 1 条～第 16 条 略</p> <p data-bbox="181 408 320 432">附 則 略</p> <p data-bbox="181 480 264 504"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="192 512 338 536"><u>(施行期日)</u></p> <p data-bbox="181 544 819 568"><u>1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1142 161 1310 185">Ⅱ. 実施要領</p> <p data-bbox="1142 193 1601 217">(1) 香川県林地開発許可制度実施要領</p> <p data-bbox="1153 225 1830 248">[制定 平成 15 年 3 月 31 日付け 14 み保第 35798 号]</p> <p data-bbox="1153 256 1836 280">[最終改正 <u>令和 3 年 8 月 10 日付け 3 み保第 31882 号</u>]</p> <p data-bbox="1142 336 1404 360">第 1 条～第 16 条 略</p> <p data-bbox="1142 408 1258 432">附則 略</p>

改正後

別表1 (第2条関係：許可申請書に添付する図書)

1 書類関係

区分	提出書類	左に添付すべき書類等
計 画 書	I 事業計画書	1 土地の所在場所一覧表（総括表、用途別一覧表） 2 若齢林調査表 3 防災施設一覧表 4 排水施設計画流量計算表 5 沈砂池容量計算表 6 流下能力計算表 7 開発区域下流河川・水路等現況調査票 8 下流河川・水路等の縦断勾配図 9 工程表 10 防災施設等設計計算書及び土工量計算書 11 現況写真（開発区域の全景、地形がわかる写真） 12 その他知事が必要と認める書類
他 法 令 関 係	II 関係他法令 手続状況 一覧表	1 都市計画法 2 河川法 3 砂防法 4 地すべり等防止法 5 採石法 6 農業振興地域の整備に関する法律 7 農地法 8 自然公園法 9 自然環境保全法 10 国有財産法 11 国土 利用計画法 12 文化財保護法 13 瀬戸内海環境保全特別措置 法 14 香川県ため池保全条例 15 廃棄物の処理及び清掃に関 する法律 16 環境影響評価法 17 香川県環境影響評価条例 18 土壌汚染対策法 19 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条 例 20 再生可能エネルギー電気の利用に関する特別措置法 21 その他関係法令等 ※ 既に処分があったものについては、当該処分があったことを証 する書類
協 定 ・ 同 意	III 協定締結状況 一覧表	1 関係市町長との協定書の写し 2 残置森林等の管理に関する誓約書 3 その他関係者との協定書の写し
	IV 土地に関する 権利の取得 状況	1 施行同意を証明する書類 2 隣接同意を証明する書類 3 水利権者等の同意を証明する書類 4 事業区域内の土地の登記事項証明書 5 事業区域外の隣接地の登記事項証明書（要約書でも可）
施 行 能 力	V 林地開発行為 施行能力に 関する申告書 （開発行為者、	1 法人にあっては、法人の登記事項証明書（これに準ずるものを 含む）、定款 2 団体にあっては、代表者氏名、規約、その他団体の組織及び運 営に関する定めを記載した書類、定款 3 個人にあっては、住民票の写しもしくは個人番号カードの写し

改正前

別表1 (第2条関係：許可申請書に添付する図書)

1 書類関係

区分	提出書類	左に添付すべき書類等
計 画 書	I 事業計画書	1 土地の所在場所一覧表（総括表、用途別一覧表） 2 若齢林調査表 3 防災施設一覧表 4 排水施設計画流量計算表 5 沈砂池容量計算表 6 流下能力計算表 7 開発区域下流河川・水路等現況調査票 8 下流河川・水路等の縦断勾配図 9 工程表 10 防災施設等設計計算書及び土工量計算書 11 現況写真（開発区域の全景、地形がわかる写真） 12 その他知事が必要と認める書類
他 法 令 関 係	II 関係他法令 手続状況 一覧表	1 都市計画法 2 河川法 3 砂防法 4 地すべり等防止法 5 採石法 6 農業振興地域の整備に関する法律 7 農地法 8 自然公園法 9 自然環境保全法 10 国有財産法 11 国土 利用計画法 12 文化財保護法 13 瀬戸内海環境保全特別措置 法 14 香川県ため池保全条例 15 廃棄物の処理及び清掃に関 する法律 16 香川県環境影響評価条例 17 土壌汚染対策法 18 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例 19 その他関係 法令等
協 定 ・ 同 意	III 協定締結状況 一覧表	1 関係市町長との協定書の写し 2 残置森林等の管理に関する誓約書 3 その他関係者との協定書の写し
	IV 土地に関する 権利の取得 状況	1 施行同意を証明する書類 2 隣接同意を証明する書類 3 水利権者等の同意を証明する書類 4 事業区域内の土地の登記事項証明書 5 事業区域外の隣接地の登記事項証明書（要約書でも可）
施 行 能 力	V 林地開発行為 施行能力に 関する申告書 （開発行為者、 施工者）	1 法人にあっては、法人の登記事項証明書、定款 2 団体にあっては、代表者氏名、規約、その他団体の組織及び運 営に関する定めを記載した書類、定款 3 資金計画（借入金の融資証明書、預金残高証明書等） 4 資格証明（開発行為者、施工者の建設業許可書写し等） 5 収支決算書（貸借対照表、損益計算書） 6 所得税又は法人税に係る納税証明書 7 開発行為者と施工者が異なる場合は、請負契約書の写し

改正後

施工者)	又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類 <u>4</u> 資金計画（借入金の融資証明書、預金残高証明書等） <u>5</u> 資格証明（開発行為者、施工者の建設業許可書写し等） <u>6</u> 収支決算書（貸借対照表、損益計算書） <u>7</u> 所得税又は法人税に係る納税証明書 <u>8</u> 開発行為者と施工者が異なる場合は、請負契約書の写し <u>9</u> 事業経歴書
------	--

2 図面関係

番号	図面名称	縮尺	摘要
1	位置図	1/50,000 以上	開発区域の位置及びその外周線を表示
2	現況図	1/2,000 以上	開発区域内及びその周辺の地形、方位、標高、土地の利用状況等を表示
3	地籍図	1/2,000 以上	開発区域内及びその周辺の土地の境界、地番、地目、地積及び所有者を表示
4	利用計画平面図	1/2,000 以上	事業区域及び開発区域の境界、工事施工後の切土及び盛土並びに法面の位置、道路、水路、調整池等の施設及び工作物の配置等を表示
5	縦横断面図	1/2,000 以上	開発区域内における切土又は盛土による法面の高さ、勾配及び土質、工事施工後の基盤面及び法面の保護の方法、切土及び盛土の工法等を表示
6	求積図	1/2,000 以上	事業区域内の土地の地目別及び利用目的別の面積を三斜求積法等により表示
7	防災施設等構造図	平面図 1/2,000 以上 構造図外 1/200 以上	開発区域の内外に設置する調整池、沈砂池、擁壁等の防災施設、仮設道路等の配置及び構造等を表示
8	緑化計画図 (残置森林・造成森林位置図)	1/2,000 以上	開発行為完了後の開発区域の緑化計画について、その工法、面積等を表示 残置森林・造成森林区域も着色表示
9	区域図	1/2,000 以上	現況図及び地籍図の重ね図 事業区域及び開発区域の境界を表示
10	若齢林調査図	1/2,000 以上	15年生以下の森林、未立木地、伐採跡地、岩石地等、竹林に区分
11	切土・盛土区分図	1/2,000 以上	利用計画平面図に切土・盛土区分を着色表示
12	流域図	1/5,000 以上	調査測点の位置を表示
13	その他知事が必要と認める図面	任意	

なお、土石等の採掘にあつては、次の図面を添付すること。

改正前

2 図面関係

番号	図面名称	縮尺	摘要
1	位置図	1/50,000 以上	開発区域の位置及びその外周線を表示
2	現況図	1/2,000 以上	開発区域内及びその周辺の地形、方位、標高、土地の利用状況等を表示
3	地籍図	1/2,000 以上	開発区域内及びその周辺の土地の境界、地番、地目、地積及び所有者を表示
4	利用計画平面図	1/2,000 以上	事業区域及び開発区域の境界、工事施工後の切土及び盛土並びに法面の位置、道路、水路、調整池等の施設及び工作物の配置等を表示
5	縦横断面図	1/2,000 以上	開発区域内における切土又は盛土による法面の高さ、勾配及び土質、工事施工後の基盤面及び法面の保護の方法、切土及び盛土の工法等を表示
6	求積図	1/2,000 以上	事業区域内の土地の地目別及び利用目的別の面積を三斜求積法等により表示
7	防災施設等構造図	平面図 1/2,000 以上 構造図外 1/200 以上	開発区域の内外に設置する調整池、沈砂池、擁壁等の防災施設、仮設道路等の配置及び構造等を表示
8	緑化計画図 (残置森林・造成森林位置図)	1/2,000 以上	開発行為完了後の開発区域の緑化計画について、その工法、面積等を表示 残置森林・造成森林区域も着色表示
9	区域図	1/2,000 以上	現況図及び地籍図の重ね図 事業区域及び開発区域の境界を表示
10	若齢林調査図	1/2,000 以上	15年生以下の森林、未立木地、伐採跡地、岩石地等、竹林に区分
11	切土・盛土区分図	1/2,000 以上	利用計画平面図に切土・盛土区分を着色表示
12	流域図	1/5,000 以上	調査測点の位置を表示
13	その他知事が必要と認める図面	任意	

なお、土石等の採掘にあつては、次の図面を添付すること。

14	採取計画平面図	1/2,000 以上	採石法の採取計画区域を併せて表示
15	跡地復旧計画図	1/2,000 以上	採取中の緑化計画も表示

(注) 変更申請を行う場合にあっては、当該変更に係る図書等を、本表に準じて添付するものとする。

## 改正後

## 改正前

14	採取計画平面図	1/2,000 以上	採石法の採取計画区域を併せて表示
15	跡地復旧計画図	1/2,000 以上	採取中の緑化計画も表示

(注) 図面には作成年月日を記入すること。また、変更申請を行う場合にあっては、当該変更に係る図書等を、本表に準じて添付するものとする。

改正後

別表2(第8条関係:変更申請)

開発行為の変更に係る取扱い基準

法第10条の2第1項の規定により許可した開発行為の変更の取扱いについては、次によるものとする。

1	変更許可となる重要な変更
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 開発行為の目的変更</li> <li>(2) 開発行為面積の変更 開発行為に係る森林の土地の面積の変更が、0.3ヘクタール以上の場合</li> <li>(3) 主要な防災施設の変更 堰堤、洪水調整池、沈砂池、擁壁等の新設、廃止及び位置または構造の変更</li> <li>(4) 土工量の2割以上の増</li> <li>(5) 捨土量の2割以上の増</li> <li>(6) 開発行為の期間の延長</li> <li>(7) その他開発行為の変更が法第10条の2第2項各号の規定に該当するおそれのある場合</li> </ul>
2	変更届となる軽微な変更
	上記に掲げる重要な変更に該当しない変更

改正前

別表2(第8条関係:変更申請)

開発行為の変更に係る取扱い基準

法第10条の2第1項の規定により許可した開発行為の変更の取扱いについては、次によるものとする。

1	変更許可となる重要な変更
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 開発行為の目的変更</li> <li>(2) 開発行為面積の変更 開発行為に係る森林の土地の面積の変更が、0.3ヘクタール以上の場合</li> <li>(3) 主要な防災施設の変更 堰堤、洪水調整池、沈砂池、擁壁等の新設、廃止及び位置または構造の変更</li> <li>(4) 土工量の2割以上の増</li> <li>(5) 捨土量の2割以上の増</li> <li>(6) 開発行為の期間の延長</li> <li>(7) その他開発行為の変更が法第10条の2第2項各号の規定に該当するおそれのある場合</li> </ul>
2	変更届となる軽微な変更
	上記に掲げる重要な変更に該当しない変更

改正後

(2)-①提出書類様式（林地開発許可関係）

(2)-① 提出書類様式（林地開発許可関係）

別記様式第1号

林地開発許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所氏名 法人にあっては、名称及び代表者の氏名

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林の所在場所	市 町大字 字 番 郡
開発行為に係る森林の土地の面積	
開発行為の目的	
開発行為の着手予定年月日	年 月 日
開発行為の完了予定年月日	年 月 日（事業期間 月）
<u>開発行為の施行体制</u>	
備考	

注意事項

- 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

改正前

(2)-①提出書類様式（林地開発許可関係）

(2)-① 提出書類様式（林地開発許可関係）

別記様式第1号

林地開発許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所氏名 法人にあっては、名称及び代表者の氏名

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林の所在場所	市 町大字 字 番 郡
開発行為に係る森林の土地の面積	
開発行為の目的	
開発行為の着手予定年月日	年 月 日
開発行為の完了予定年月日	年 月 日（事業期間 月）
備考	

注意事項

- 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。

改正後

別記様式第8号

林地開発許可変更申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所  
氏名 (法人にあっては、名  
称及び代表者の氏名)

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為について、次のとおり変更したいので、申請します。

許可年月日及び指令番号	年 月 日	香川県指令	第	号
開発行為の目的	変更前			
	変更後			
開発行為に係る 森林の所在場所	変更前	市郡	町大字	字 番
	変更後	市郡	町大字	字 番
開発行為に係る 森林の土地の面積	変更前			
	変更後			
変更の理由及び内容				
開発行為の期間	変更前	自	年 月 日	(事業期間 月)
	変更後	自	年 月 日	(事業期間 月)
開発行為の 施行体制	変更前			
	変更後			
備考				

注意事項

- 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 開発行為を行うことについて環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。
- 変更内容のわかる計画書、資料、図面、写真及びその他必要な資料を添付すること。なお、変更申請書に添付する図書は、許可申請書に準ずるものとする。

改正前

別記様式第8号

林地開発許可変更申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所  
氏名 (法人にあっては、名  
称及び代表者の氏名)

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為について、次のとおり変更したいので、申請します。

許可年月日及び指令番号	年 月 日	香川県指令	第	号
開発行為の目的	変更前			
	変更後			
開発行為に係る 森林の所在場所	変更前	市郡	町大字	字 番
	変更後	市郡	町大字	字 番
開発行為に係る 森林の土地の面積	変更前			
	変更後			
変更の理由及び内容				
開発行為の期間	変更前	自	年 月 日	(事業期間 月)
	変更後	自	年 月 日	(事業期間 月)
備考				

注意事項

- 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 開発行為を行うことについて行政庁の許可その他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 変更内容のわかる計画書、資料、図面、写真及びその他必要な資料を添付すること。なお、変更申請書に添付する図書は、許可申請書に準ずるものとする。

改正後

添付様式 第1号 略  
 添付様式 第1-1号 ~ 添付様式 第1-9号 略

(添付様式 第2号)

II 関係他法令手続状況一覧表

法令等の名称	申請書類名	提出先	提出日	受付日	許可日	備考
都市計画法						
河川法						
砂防法						
地すべり等 防止法						
採石法						
農業振興地域の 整備に関する 法						
農地法						
自然公園法						
自然環境 保全法						
国有財産法						
国土利用計画法						
文化財保護法						
瀬戸内海環境 保全特別措置法						
香川県ため池 保全条例						
廃棄物の処理及 び清掃に関する 法						
環境影響評価法						
香川県環境 影響評価条例						
土壌汚染対策法						
みどり豊かであ るおいのある県 土づくり条例						
再生可能エネル ギー電気の利用 の促進に関する 特別措置法						
その他 関係法令等						

(注) 既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類を添付すること。

改正前

添付様式 第1号 略  
 添付様式 第1-1号 ~ 添付様式 第1-9号 略

(添付様式 第2号)

II 関係他法令手続状況一覧表

法令等の名称	申請書類名	提出先	提出日	受付日	許可日	備考
都市計画法						
河川法						
砂防法						
地すべり等 防止法						
採石法						
農業振興地域の 整備に関する 法						
農地法						
自然公園法						
自然環境 保全法						
国有財産法						
国土利用計画法						
文化財保護法						
瀬戸内海環境 保全特別措置法						
香川県ため池 保全条例						
廃棄物の処理及 び清掃に関する 法						
香川県環境 影響評価条例						
土壌汚染対策法						
みどり豊かであ るおいのある県 土づくり条例						
その他 関係法令等						

改正後

添付様式 第3号・添付様式 第4号 略

(添付様式 第5号)

V 林地開発行為施行能力に関する申告書(開発行為者、施工者)

氏名 (名称及び代表者名)											
住所 (所在地)											
法による登録に録	建設業法	資本金		万円							
	宅地建物取引業法	主たる取引									
	その他	金融機関									
資産の状況											
職員数		事務職		技術職		人 労務職		人 計		人	
主な役員及び技術者	役職名	氏名	年令	在勤年数	資格免許・学歴・その他						
過去5年間の開発行為	事業名 (工事名)	場所	面積	許認可番号 年月日	着工年月日 完成年月日	完了確認通知 交付年月日	備考				

(注)1 資産の状況欄は、決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)を添付すれば記入を要しないが、その旨を記入すること。

2 開発行為者と施工者(防災措置を講ずる者を含む)が異なる場合は、当該申告書を各々作成すること。

改正前

添付様式 第3号・添付様式 第4号 略

(添付様式 第5号)

V 林地開発行為施行能力に関する申告書(開発行為者、施工者)

氏名 (名称及び代表者名)											
住所 (所在地)											
法による登録に録	建設業法	資本金		万円							
	宅地建物取引業法	主たる取引									
	その他	金融機関									
資産の状況											
職員数		事務職		技術職		人 労務職		人 計		人	
主な役員及び技術者	役職名	氏名	年令	在勤年数	資格免許・学歴・その他						
過去5年間の開発行為	事業名 (工事名)	場所	面積	許認可番号 年月日	着工年月日 完成年月日	完了確認通知 交付年月日	備考				

(注)1 資産の状況欄は、決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)を添付すれば記入を要しないが、その旨を記入すること。

2 開発行為者と施工者が異なる場合は、当該申告書を各々作成すること。

参考様式 略

参考様式 略

(2)-②提出様式（林地開発協議関係）

(2)-②提出様式（林地開発協議関係）

(2)-② 提出様式(林地開発協議関係)

(2)-② 提出様式(林地開発協議関係)

別記様式第 18 号

別記様式第 18 号

林地開発協議書

林地開発協議書

年 月 日

年 月 日

香川県知事 殿

香川県知事 殿

協議者  
連絡先 TEL( ) -

協議者  
連絡先 TEL( ) -

次のとおり林地開発行為をしたいので、協議します。

次のとおり林地開発行為をしたいので、協議します。

開発行為に係る森林の 所 在 場 所	市 郡 町大字 字 番
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
開発行為の着手予定年月日	年 月 日
開発行為の完了予定年月日	年 月 日 (事業期間 月)
備 考	

開発行為に係る森林の 所 在 場 所	市 郡 町大字 字 番
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
開発行為の着手予定年月日	年 月 日
開発行為の完了予定年月日	年 月 日 (事業期間 月)
備 考	

注意事項

- 面積は実測とし、ヘクタールを単位として、小数点以下第4位まで記載のこと。
- 備考欄には、開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成9年法律第81号）  
等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、その手続の状況を記載すること。

注意事項

- 面積は実測とし、ヘクタールを単位として、小数点以下第4位まで記載のこと。
- 備考欄には、開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、その手続の状況を記載すること。

改正後

参考様式6 略

別記様式第19号

林地開発変更協議書

年 月 日

香川県知事 殿

協議者  
連絡先 TEL( ) -

年 月 日付け 第 号で通知のあった林地開発行為を、次  
のとおり変更したいので協議します。

協議年月日及び番号		年 月 日 第 号
開発行為の目的	変更前	
	変更後	
開発行為に係る 森林の所在場所	変更前	
	変更後	
開発行為に係る 森林の土地の面積	変更前	
	変更後	
変更の理由及び内容		
開発行為の期間	変更前	自 年 月 日 至 年 月 日 (事業期間 月)
	変更後	自 年 月 日 至 年 月 日 (事業期間 月)
備 考		

注意事項

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 変更内容のわかる計画書、図面及びその他必要な資料を添付すること。

別記様式第20号 略

改正前

参考様式6 略

別記様式第19号

林地開発変更協議書

年 月 日

香川県知事 殿

協議者  
連絡先 TEL( ) -

平成 年 月 日付け 第 号で通知のあった林地開発行為を、次  
のとおり変更したいので協議します。

協議年月日及び番号		年 月 日 第 号
開発行為の目的	変更前	
	変更後	
開発行為に係る 森林の所在場所	変更前	
	変更後	
開発行為に係る 森林の土地の面積	変更前	
	変更後	
変更の理由及び内容		
開発行為の期間	変更前	自 年 月 日 至 年 月 日 (事業期間 月)
	変更後	自 年 月 日 至 年 月 日 (事業期間 月)
備 考		

注意事項

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 変更内容のわかる計画書、図面及びその他必要な資料を添付すること。

別記様式第20号 略

改正後	改正前
<p>Ⅲ. 審査基準</p> <p>(1) 香川県林地開発許可審査基準  [平成 15 年 3 月 31 日付け 14 み保第 35793 号 制 定]  <u>[令和 5 年 3 月 6 日付け 4 み保第 374603 号 最終改正]</u></p> <p>略</p> <p>I 審査基準</p> <p>第 1 一般的事項</p> <p>1 (1)・(2) 略</p> <p>(3) 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか又はそれが確実であることが明らかであること。  <u>また、行政庁の処分以外に、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできること。</u>  なお、開発行為に係る森林が、別紙 1 の開発行為が認められない森林に該当しないこと。</p> <p>(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。  [注] 「<u>原状回復等の事後措置</u>」とは、開発行為が行われる以前の現状に回復することに固執することではなく、造林の実施等を含めて従前の効用を回復するための措置をいう。</p> <p>5 略</p> <p>6 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされることが明らかであること。  [注.1]上記の要件としては、例えば、地域住民の生活への影響の関連でみて開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当する。  [注.2] 太陽光発電<u>設備</u>の設置を目的とした開発行為については、防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、申請者は、林地開発許可の</p>	<p>Ⅲ. 審査基準</p> <p>(1) 香川県林地開発許可審査基準  [平成 15 年 3 月 31 日付け 14 み保第 35793 号 制 定]  <u>[令和 2 年 3 月 2 日付け元み保第 69080 号 最終改正]</u></p> <p>略</p> <p>I 審査基準</p> <p>第 1 一般的事項</p> <p>1 (1)・(2) 略</p> <p>(3) 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか又はそれが確実であることが明らかであること。  なお、開発行為に係る森林が、別紙 1 の開発行為が認められない森林に該当しないこと。</p> <p>(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。  [注] 「<u>現状回復等の事後処置</u>」とは、開発行為が行われる以前の現状に回復することに固執することではなく、造林の実施等を含めて従前の効用を回復するための措置をいう。</p> <p>5 略</p> <p>6 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされることが明らかであること。  [注.1]上記の要件としては、例えば、地域住民の生活への影響の関連でみて開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当する。  [注.2] 太陽光発電<u>施設</u>の設置を目的とした開発行為については、防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、申請者は、林地開発許可の</p>

改正後	改正前
<p>申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施することが望ましい。</p> <p>特に、採光を確保する目的で事業区域に隣接する森林の伐採を要求する申請者と地域住民との間でトラブルが発生する事案があることから、申請者は、採光の問題も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民と十分に話し合うことが望ましい。</p> <p>このため、以上の取組の実施状況について確認することとする。</p> <p>7 略</p> <p>第2～第5 略 別紙1・別紙2 略</p>	<p>申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施することが望ましい。</p> <p>特に、採光を確保する目的で事業区域に隣接する森林の伐採を要求する申請者と地域住民との間でトラブルが発生する事案があることから、申請者は、採光の問題も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民と十分に話し合うことが望ましい。</p> <p>このため、以上の取組の実施状況について確認することとする。</p> <p>7 略</p> <p>第2～第5 略 別紙1・別紙2 略</p>

改正後	改正前
<p>II 技術基準 略</p> <p>(2)技術基準（参考） 第1 災害の防止</p> <p>1. 切土、盛土、捨土関係</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 工法等</p> <p>① ～ ④ 略</p> <p>⑤ 太陽光発電設備を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。ただし、太陽光発電設備を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、<b>擁壁又は排水施設等の</b>防災施設を確実に設置することとする。</p> <p>なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害の観点から、必要に応じて、<b>排水施設等の</b>適切な防災施設を設置することとする。</p> <p>(3) 切 土</p> <p>① 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案し、表1を参考として現地に適合した安全なものとする。</p> <p>ただし、採石法（昭和25年法律第291号）が適用される場合においては、「採石技術指導基準（採石技術指導基準編集委員会）」によることを妨げない。</p> <p>② 原則として切土高が5メートルを超す場合、高さ5メートル以内ごとに幅1メートル以上の小段を設け、排水のため5～10%の横断勾配をつけ、必要に応じて排水施設を設置すること。</p> <p>ただし、採石法が適用される場合においては、小段の位置、幅等について「採石技術指導基準」によることを妨げない。</p> <p>③ ～ ⑥ 略</p> <p>(4) 盛 土</p> <p>① 略</p> <p>② 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ご</p>	<p>II 技術基準 略</p> <p>(2)技術基準（参考） 第1 災害の防止</p> <p>1. 切土、盛土、捨土関係</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 工法等</p> <p>① ～ ④ 略</p> <p>⑤ 太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等防災施設を確実に設置することとする。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、防災施設を確実に設置することとする。</p> <p>なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害の観点から、必要に応じて、適切な防災施設を設置することとする。</p> <p>(3) 切 土</p> <p>① 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案し、表1を参考として現地に適合した安全なものとする。</p> <p>ただし、採石法（昭和25年法律第291号）が適用される場合においては、「採石技術指導基準（採石技術指導基準編集委員会）」によることを妨げない。</p> <p>② 原則として切土高が5メートルを超す場合、高さ5メートル以内ごとに幅1メートル以上の小段を設け、排水のため5～10%の横断勾配をつけ、必要に応じて排水施設を設置すること。</p> <p>ただし、採石法が適用される場合においては、小段の位置、幅等について「採石技術指導基準」によることを妨げない。</p> <p>③ ～ ⑥ 略</p> <p>(4) 盛 土</p> <p>① 略</p> <p>② 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ご</p>

改正後	改正前
<p>とに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。</p> <p>③ 盛土高が5メートルを超える場合、高さ5メートル以内ごとに幅1メートル以上の小段を設け、排水のため5～<u>10</u>%の横断勾配をつけ、必要に応じて排水施設等を設けること。</p> <p>④・⑤ 略</p> <p>表2 略</p> <p>(5) 略</p> <p><b>2. 擁壁、法面関係</b></p> <p>(1) 次の場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置を講ずること。</p> <p>ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でない認められる場合、又は採石法が適用される場合で「採石技術指導基準」による場合を除く。</p> <p>① 略</p> <p>② 人家、学校、道路等に近接し、かつ、次の(ア)又は(イ)に該当する場合。</p> <p>(ア) 切土により生ずる法面の勾配が30度（約1.7割）より急で、かつ、高さが2mを超える場合。</p> <p>ただし、硬岩盤である場合又は次の<u>a若しくはb</u>のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>a 土質が表3の左欄に掲げるものに該当し、かつ、<u>土質に応じた</u>法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。（図1、図2、図3参照）</p> <p>b 土質が表3の左欄に掲げるものに該当し、かつ、<u>土質に応じた</u>法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5m以下のもの。</p> <p>この場合において、aに該当する法面の部分により上下に分離されているときは、その法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。（図4-1参照）</p> <p>また、小段等によって上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけ面の下端を含み、かつ、水平面に対し<u>30</u>度の角度をなす面の上方に上層のがけ面の下端がある</p>	<p>とに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。</p> <p>③ 盛土高が5メートルを超える場合、高さ5メートル以内ごとに幅1メートル以上の小段を設け、排水のため5～<u>10</u>%の横断勾配をつけ、必要に応じて排水施設等を設けること。</p> <p>④・⑤ 略</p> <p>表2 略</p> <p>(5) 略</p> <p><b>2. 擁壁、法面関係</b></p> <p>(1) 次の場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置を講ずること。</p> <p>ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でない認められる場合、又は採石法が適用される場合で「採石技術指導基準」による場合を除く。</p> <p>① 略</p> <p>② 人家、学校、道路等に近接し、かつ、次の(ア)又は(イ)に該当する場合。</p> <p>(ア) 切土により生ずる法面の勾配が30度（約1.7割）より急で、かつ、高さが2mを超える場合。</p> <p>ただし、硬岩盤である場合又は次の<u>a、b</u>のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>a 土質が表3の左欄に掲げるものに該当し、かつ、法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。（図1、図2、図3参照）</p> <p>b 土質が表3の左欄に掲げるものに該当し、かつ、法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5m以下のもの。</p> <p>この場合において、aに該当する法面の部分により上下に分離されているときは、その法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。（図4-1参照）</p> <p>また、小段等によって上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけ面の下端を含み、かつ、水平面に対し<u>30</u>度の角度をなす面の上方に上層のがけ面の下端があ</p>

改正後	改正前
<p>ときは、その上下のがけを一体のものとみなす。(図4-2参照)</p> <p>表3 略</p> <p>(イ) 略</p> <p>(2) 擁壁の構造</p> <p>①～⑤ 略</p> <p>⑥ 鉄筋又は無筋コンクリート造りの擁壁の構造が前記①～⑤の安全基準を満たす場合は、「土木構造物標準設計図集」(国土交通省制定)等の標準設計によることとして差し支えない。</p> <p>なお、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項に規定する宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事及び同法第30条第1項に規定する特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事</u>については、原則として都市計画法(昭和43年法律第100号)第33条〔開発許可の基準〕第1項第7号の擁壁の基準及び<u>宅地造成及び特定盛土等規制法第13条〔宅地造成等に関する工事の技術的基準等〕又は同法第31条〔特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等〕</u>の擁壁の基準によることとして差し支えない。</p> <p>(3) 略</p> <p>3. 排水施設関係</p> <p>(1) 排水施設の断面</p> <p>①・② 略</p> <p>③ (ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) 雨量強度(mm/h r)は高松地方気象台降雨強度式による。(P80参照)</p> <p>表7 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項に規定する宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事及び同法第30条第1項に規定する特定盛土等規制区域内にお</u></p>	<p>るときは、その上下のがけを一体のものとみなす。(図4-2参照)</p> <p>表3 略</p> <p>(イ) 略</p> <p>(2) 擁壁の構造</p> <p>①～⑤ 略</p> <p>⑥ 鉄筋又は無筋コンクリート造りの擁壁の構造が前記①～⑤の安全基準を満たす場合は、「土木構造物標準設計図集」(国土交通省制定)等の標準設計によることとして差し支えない。</p> <p>なお、<u>宅地造成事業</u>については、原則として都市計画法(昭和43年法律第100号)第33条〔開発許可の基準〕第1項第7号の擁壁の基準及び<u>宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第9条〔宅地造成に関する工事の技術的基準等〕</u>の擁壁の基準によることとして差し支えない。</p> <p>(3) 略</p> <p>3. 排水施設関係</p> <p>(1) 排水施設の断面</p> <p>①・② 略</p> <p>③ (ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) 雨量強度(mm/h r)は高松地方気象台降雨強度式による。(P79参照)</p> <p>表7 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>宅地造成事業</u>については、原則として<u>宅地造成等規制法第9条〔宅地造成に関する工事の技術的基準等〕</u>の排水施設の基準によることとして差し支えない。</p>

改正後	改正前
<p><u>いて行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事</u>については、原則として<u>都市計画法第 33 条〔開発許可の基準〕第 1 項第 7 号の排水施設の基準及び宅地造成及び特定盛土等規制法第 13 条〔宅地造成等に関する工事の技術的基準等〕又は同法第 31 条〔特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等〕</u>の排水施設の基準によることとして差し支えない。</p> <p>(4) 太陽光発電<u>設備</u>を設置する場合の排水施設の能力及び構造等 ①・② 略</p> <p>4. 落石等防止関係 飛砂、なだれ、落石等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石防止柵の設置その他の措置を適切に講ずること。技術的細則については、<u>治山技術基準解説</u>、林道必携、道路土工指針等を参考とする。</p> <p>5. 洪水調整池関係 設置対象は、原則 1 ha 以上の土地開発行為とする。ただし、<u>太陽光発電設備の設置を目的とする土地開発行為(※)については、開発をする地域森林計画対象民有林面積が 0.5ha を超えるものを対象とする。</u>なお、開発区域の状況から判断して、必要と認めない場合は、この限りでない。 <u>※ 令和 5 年 4 月 1 日以降に着手する土地開発行為について適用する。</u></p> <p>(1) 洪水調整池の容量 ① 略 ② 水害の発生の防止の観点 洪水調整容量は、当該土地開発行為を行う下流のうち、30 年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の増加率が 1 %以上の範囲の中で、そのピーク流量を流下させることができない地点のうち、土地開発行為による影響を最も強く受ける地点を選定し、当該地点での 30 年確率で想定される雨量強度</p>	<p>(4) 太陽光発電<u>施設</u>を設置する場合の排水施設の能力及び構造等 ①・② 略</p> <p>4. 落石等防止関係 飛砂、なだれ、落石等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石防止柵の設置その他の措置を適切に講ずること。技術的細則については、林道必携、道路土工指針等を参考とする。</p> <p>5. 洪水調整池関係 設置対象は、原則 1 ha 以上の土地開発行為とする。ただし、開発区域の状況から判断して、必要と認めない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 洪水調整池の容量 ① 略 ② 水害の発生の防止の観点 洪水調整容量は、当該土地開発行為を行う下流のうち、30 年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の増加率が 1 %以上の範囲の中で、そのピーク流量を流下させることができない地点のうち、土地開発行為による影響を最も強く受ける地点を選定し、当該地点での 30 年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることのできるピーク</p>

改正後	改正前
<p>及び当該地点において安全に流下させることのできるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調整できるものであること。</p> <p>なお、河川等管理者との協議の結果、必要となれば確率年を変更するものとする。</p> <p>また、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を<u>得ていること</u>。</p> <p>③・④ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 洪水調整池の設計</p> <p>原則として次のとおりとすること。</p> <p>① 下流河川等の排水能力の変化地点ごとに、その断面、勾配を測定し、流下能力及び比流量（流下能力÷集水区域面積）を算定する。</p> $Q = v \cdot a \begin{cases} Q : \text{下流河川等の流下能力 (m}^3/\text{sec)} \\ v : \quad \text{ " } \quad \text{の流速 (m/sec)} \\ \quad \quad \quad \text{[マニング公式で算出すること]} \\ a : \quad \quad \text{ " } \quad \text{の断面 (m}^2\text{)} \end{cases}$ <p>※調査をする範囲は、その地点における開発中及び開発後の<u>30</u>年確率雨量により想定される無調整のピーク流量が、開発前の<u>30</u>年確率雨量により想定される無調整のピーク流量に対して1%以上増加する範囲とする。</p> <p>ピーク流量は、次式により算出する。</p>	<p>流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調整できるものであること。</p> <p>なお、河川等管理者との協議の結果、必要となれば確率年を変更するものとする。</p> <p>また、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を<u>得ること</u>。</p> <p>③・④ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 洪水調整池の設計</p> <p>原則として次のとおりとすること。</p> <p>① 下流河川等の排水能力の変化地点ごとに、その断面、勾配を測定し、流下能力及び比流量（流下能力÷集水区域面積）を算定する。</p> $Q = v \cdot a \begin{cases} Q : \text{下流河川等の流下能力 (m}^3/\text{sec)} \\ v : \quad \text{ " } \quad \text{の流速 (m/sec)} \\ \quad \quad \quad \text{[マニング公式で算出すること]} \\ a : \quad \quad \text{ " } \quad \text{の断面 (m}^2\text{)} \end{cases}$ <p>※調査をする範囲は、その地点における開発中及び開発後の<u>30</u>年確率雨量により想定される無調整のピーク流量が、開発前の<u>30</u>年確率雨量により想定される無調整のピーク流量に対して1%以上増加する範囲とする。</p> <p>ピーク流量は、次式により算出する。</p>

改正後

$$Q_i = \frac{1}{360} \cdot f_i \cdot r_{30} \cdot A_i$$

- $f_i$  : i地点の集水区域内の開発前若しくは開発中及び開発後の流出係数
- $r_{30}$  : i地点での30年確率で想定される雨量強度 (mm/hr)
- $A_i$  : i地点の集水面積 (ha)

② 上記調査結果に基づき当該土地開発行為による影響を最も強く受ける地点（以下「当該地点」という。）を決定し、当該地点における許容放流量により洪水調整池を設計する。

なお、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ていることとする。

③・④ 略

(5) 洪水調整池の構造

①～③ 略

④ 「余水吐の設計」は、次の方法によること。

$$Q'_{200} = \frac{2}{15} \cdot C \cdot \sqrt{2 \cdot g} (2bu + 3B) h^{3/2}$$

- $Q'_{200}$  : 余水吐の流量 (越流量) ( $m^3/sec$ )
- $C$  : 流量係数
- $g$  : 重力加速度 ( $9.8m/sec^2$ )
- $h$  : 越流水深 (m)
- $bu$  : 余水吐の上長 (m)
- $B$  : " 下長 (m)

改正前

$$Q_i = \frac{1}{360} \cdot f_i \cdot r_{30} \cdot A_i$$

- $f_i$  : i地点の集水区域内の開発前若しくは開発中及び開発後の流出係数
- $r_{30}$  : i地点での30年確率で想定される雨量強度 (mm/hr)
- $A_i$  : i地点の集水面積 (ha)

② 上記調査結果に基づき当該土地開発行為による影響を最も強く受ける地点（以下「当該地点」という。）を決定し、当該地点における許容放流量により洪水調整池を設計する。

なお、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ることとする。

③・④ 略

(5) 洪水調整池の構造

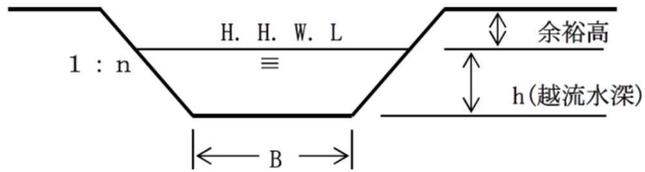
①～③ 略

④ 「余水吐の設計」は、次の方法によること。

$$Q'_{200} = \frac{2}{15} \cdot C \cdot \sqrt{2 \cdot g} (2bu + 3B) h^{3/2}$$

- $Q'_{200}$  : 余水吐の流量 (越流量) ( $m^3/sec$ )
- $C$  : 流量係数
- $g$  : 重力加速度 ( $9.8m/sec^2$ )
- $h$  : 越流水深 (m)
- $bu$  : 余水吐の上長 (m)
- $B$  : " 下長 (m)

改正後



設計に当たっては、更に余裕高を見込んで設計すること。なお、原則余裕高は 0.6m とする。

(注) 上記(1)～(5)の基準については、法令等の規定により許認可等を要する土地開発行為であって、当該許認可等又はその申請等がされているもので、既に調整池を設置しており、かつ、構造の変更が著しく困難なものについては、この限りでない。

(参考)

洪水調整池の構造等に関する技術的基準については、下記の基準等を参照すること。

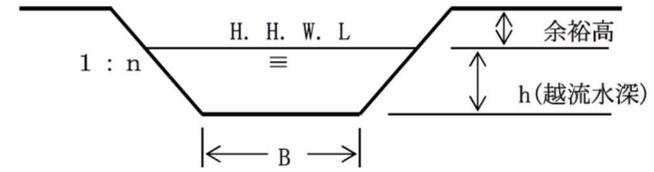
- ・「防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例」( 社団法人日本河川協会 )
- ・「治山技術基準解説」( 社団法人 日本治山治水協会 )

6. 沈砂池

(1) 略

(2) えん堤等の容量は表8を標準とし、土地開発行為の期間中及び土地開発行為の終了後、地表が安定するまでの期間の流出土砂量を貯砂し得るものであること。ただし、開発区域が砂防指定地又は地すべり防止区域内に当たる場合は、別途、県の担当課と協議すること。

改正前



設計に当たっては、更に余裕高を見込んで設計すること。なお、原則余裕高は 0.6m とする。

(注) 上記(1)～(5)の基準については、法令等の規定により許認可等を要する土地開発行為であって、当該許認可等又はその申請等がされているもので、既に調整池を設置しており、かつ、構造の変更が著しく困難なものについては、この限りでない。

(参考)

洪水調整池の構造等に関する技術的基準については、下記の基準等を参照すること。

- ・「防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例」( 社団法人日本河川協会 )
- ・「治山技術基準解説」( 社団法人 日本治山治水協会 )

6. 沈砂池

(1) 略

(2) えん堤等の容量は表8を標準とし、土地開発行為の期間中及び土地開発行為の終了後、地表が安定するまでの期間の流出土砂量を貯砂し得るものであること。ただし、開発区域が砂防指定地又は地すべり防止区域内に当たる場合は、別途、県の担当課と協議すること。

改正後

(注) 土地開発行為の終了後、地表が安定するまでの期間は次を標準とする。

イ) 人家その他の公共的施設の近くでは 5 年間

ウ) 上記以外については 3 年間

※土地開発行為終了後 3 年間の数値。4～5 年間は 20 m<sup>3</sup> とする。

土地開発行為の期間中	<u>300</u> m <sup>3</sup>			
土地開発行為終了後 地表が安定するまで	裸地	皆伐地、草地	道路	林地
	<u>50</u> m <sup>3</sup> ( <u>20</u> ) ※	<u>15</u> m <sup>3</sup>	5 m <sup>3</sup>	1 m <sup>3</sup>

(3)～(6) 略

第2 環境の保全

1. 自然環境等の保全

(1) 略

(2) 森林の保全

地域森林計画対象民有林面積が1ヘクタールを超える土地開発行為をしようとする場合、一般基準第3. 1. (2)は、次によるものであること。ただし、太陽光発電設備の設置を目的とする土地開発行為(※)については、地域森林計画対象民有林面積が0.5ヘクタールを超える場合とする。

※ 令和5年4月1日以降に着手する土地開発行為について適用する。

①～③ 略

④ 表9に掲げる土地開発行為の目的以外の土地開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表9に準じて適切に措置すること。

改正前

(注) 土地開発行為の終了後、地表が安定するまでの期間は次を標準とする。

イ) 人家その他の公共的施設の近くでは 5 年間

ウ) 上記以外については 3 年間

※土地開発行為終了後 3 年間の数値。4～5 年間は 20 m<sup>3</sup> とする。

土地開発行為の期間中	<u>300</u> m <sup>3</sup>			
土地開発行為終了後 地表が安定するまで	裸地	皆伐地、草地	道路	林地
	<u>50</u> m <sup>3</sup> ( <u>20</u> ) ※	<u>15</u> m <sup>3</sup>	5 m <sup>3</sup>	1 m <sup>3</sup>

(3)～(6) 略

第2 環境の保全

1. 自然環境等の保全

(1) 略

(2) 森林の保全

地域森林計画対象民有林面積が1ヘクタールを超える土地開発行為をしようとする場合、一般基準第3. 1. (2)は、次によるものであること。

①～③ 略

④ 表9に掲げる土地開発行為の目的以外の土地開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表9に準じて適切に措置すること。

改正後			改正前		
土地開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等	土地開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね 60%以上とする。	1. 原則として周辺部に幅おおむね <u>30m</u> 以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2. 1区画の面積はおおむね <u>1,000</u> ㎡以上とし、建物敷等の面積はおおむね <u>30%</u> 以下とする。	別荘地の造成	残置森林率はおおむね 60%以上とする。	1. 原則として周辺部に幅おおむね <u>30m</u> 以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2. 1区画の面積はおおむね <u>1,000</u> ㎡以上とし、建物敷等の面積はおおむね <u>30%</u> 以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね 60%以上とする。	1. 原則として周辺部に幅おおむね <u>30m</u> 以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2. 滑走コースの幅はおおむね <u>50m</u> 以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね <u>100m</u> 以上の残置森林を配置する。 3. 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は1箇所あたりおおむね <u>5ha</u> 以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間に幅おおむね <u>30m</u> 以上の残置森林又は造成森林を配置する。	スキー場の造成	残置森林率はおおむね 60%以上とする。	1. 原則として周辺部に幅おおむね <u>30m</u> 以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2. 滑走コースの幅はおおむね <u>50m</u> 以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね <u>100m</u> 以上の残置森林を配置する。 3. 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は1箇所あたりおおむね <u>5ha</u> 以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間に幅おおむね <u>30m</u> 以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね 50%以上とする。(残置森林率はおおむね 40%以上とする。)	1. 原則として周辺部に幅おおむね <u>30m</u> 以上の残置森林又は造成森林(残置森林は原則としておおむね <u>20m</u> 以上)を配置する。 2. ホール間に幅おおむね <u>30m</u> 以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね <u>20m</u> 以上)を配置する。	ゴルフ場の造成	森林率はおおむね 50%以上とする。(残置森林率はおおむね 40%以上とする。)	1. 原則として周辺部に幅おおむね <u>30m</u> 以上の残置森林又は造成森林(残置森林は原則としておおむね <u>20m</u> 以上)を配置する。 2. ホール間に幅おおむね <u>30m</u> 以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね <u>20m</u> 以上)を配置する。
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね 50%以上とする。(残置森林率はおおむね 40%以上とする。)	1. 原則として周辺部に幅おおむね <u>30m</u> 以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2. 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね <u>40%</u> 以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3. レジャー施設の土地開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね <u>5ha</u> 以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね <u>30m</u> 以上の残置森林又は造成森林を配置する。	宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね 50%以上とする。(残置森林率はおおむね 40%以上とする。)	1. 原則として周辺部に幅おおむね <u>30m</u> 以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2. 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね <u>40%</u> 以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3. レジャー施設の土地開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね <u>5ha</u> 以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね <u>30m</u> 以上

改正後				改正前			
							の残置森林又は造成森林を配置する。
工場、事業場の設置	森林率はおおむね 25%以上とする。	1. 事業区域内の土地開発行為に係る森林の面積が <u>20ha</u> 以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね <u>30m</u> 以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に幅 5 m 以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2. 土地開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね <u>20ha</u> 以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね <u>30m</u> 以上の残置森林又は造成森林を配置する。		工場、事業場の設置	森林率はおおむね 25%以上とする。	1. 事業区域内の土地開発行為に係る森林の面積が <u>20 h a</u> 以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね <u>30 m</u> 以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に幅 5 m 以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2. 土地開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね <u>20 h a</u> 以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね <u>30 m</u> 以上の残置森林又は造成森林を配置する。	
太陽光発電設備の設置	森林率はおおむね 25%以上とする。(残置森林率はおおむね 15%以上とする。)	1. 事業区域内の土地開発行為に係る森林の面積が <u>20ha</u> 以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね <u>30m</u> 以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に幅 5 m 以上の残置森林又は造成森林を配置する。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2. 土地開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね <u>20ha</u> 以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね <u>30m</u> 以上の残置森林又は造成森林を配置する。		太陽光発電施設の設置	森林率はおおむね 25%以上とする。(残置森林率はおおむね 15%以上とする。)	1. 事業区域内の土地開発行為に係る森林の面積が <u>20 h a</u> 以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね <u>30 m</u> 以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に幅 5 m 以上の残置森林又は造成森林を配置する。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2. 土地開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね <u>20 h a</u> 以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね <u>30 m</u> 以上の残置森林又は造成森林を配置する。	
住宅団地の造成	森林率はおおむね 20%以上(緑地を含む。)とする。	1. 事業区域内の土地開発行為に係る森林の面積が <u>20ha</u> 以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね <u>30m</u> 以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に幅 5 m 以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。 2. 土地開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね <u>20ha</u> 以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね <u>30m</u> 以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。		住宅団地の造成	森林率はおおむね 20%以上(緑地を含む。)とする。	1. 事業区域内の土地開発行為に係る森林の面積が <u>20 h a</u> 以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね <u>30 m</u> 以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に幅 5 m 以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。 2. 土地開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね <u>20 h a</u> 以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね <u>30 m</u> 以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。	

改正後			改正前																				
土石等の採掘		1. 原則として周辺部に幅おおむね <b>30m</b> 以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2. 採掘跡地は必要に応じて埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じて客土等を行い植栽する。	土石等の採掘		1. 原則として周辺部に幅おおむね <b>30m</b> 以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2. 採掘跡地は必要に応じて埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じて客土等を行い植栽する。																		
<p>注 1 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（<b>15</b> 年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。</p> <p>2 「森林率」とは、残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。</p> <p>3 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。</p>			<p>注 1 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（<b>15</b> 年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。</p> <p>2 「森林率」とは、残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。</p> <p>3 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。</p>																				
<p>⑤ 造成森林</p> <p>ア 「造成森林」については、必要に応じて植物の生育に適するよう表土の復元、客土等の<b>措置</b>を講じ、地域の自然的条件に適する高木性の樹木を原則として表 <b>10</b> に示す割合以上に均等に分布するよう植栽する。</p> <p>なお、高木とは、通常の成長をして樹高 8 m を超えるもので森林の高木層を形成することができる樹種をいう。</p> <p>イ 住宅団地、宿泊施設等の間、<b>ゴルフ場のホール</b>間等の造成森林で、修景効果、保健休養機能の発揮等を併せ期待するもので表 <b>10</b> の樹高規格を上回る樹木を植栽する場合は、植栽する樹種の特性、土壌等の条件を勘案して、<b>50%</b> 以内の範囲で高木性樹木以外の混植を行ってもよい。</p>			<p>⑤ 造成森林</p> <p>ア 「造成森林」については、必要に応じて植物の生育に適するよう表土の復元、客土等の<b>処置</b>を講じ、地域の自然的条件に適する高木性の樹木を原則として表 <b>10</b> に示す割合以上に均等に分布するよう植栽する。</p> <p>なお、高木とは、通常の成長をして樹高 8 m を超えるもので森林の高木層を形成することができる樹種をいう。</p> <p>イ 住宅団地、宿泊施設等の間、<b>ゴルフホール</b>間等の造成森林で、修景効果、保健休養機能の発揮等を併せ期待するもので表 <b>10</b> の樹高規格を上回る樹木を植栽する場合は、植栽する樹種の特性、土壌等の条件を勘案して、<b>50%</b> 以内の範囲で高木性樹木以外の混植を行ってもよい。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>植栽樹木の樹高</th> <th>植栽本数（1 ha 当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>苗木</td> <td><b>3,000</b> 本</td> </tr> <tr> <td>1 m 以上</td> <td><b>2,000</b> 本</td> </tr> <tr> <td>2 m 以上</td> <td><b>1,500</b> 本</td> </tr> <tr> <td>3 m 以上</td> <td><b>1,000</b> 本</td> </tr> </tbody> </table>		植栽樹木の樹高	植栽本数（1 ha 当たり）	苗木	<b>3,000</b> 本	1 m 以上	<b>2,000</b> 本	2 m 以上	<b>1,500</b> 本	3 m 以上	<b>1,000</b> 本	<table border="1"> <thead> <tr> <th>植栽樹木の樹高</th> <th>植栽本数（1 ha 当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>苗木</td> <td><b>3,000</b> 本</td> </tr> <tr> <td>1 m 以上</td> <td><b>2,000</b> 本</td> </tr> <tr> <td>2 m 以上</td> <td><b>1,500</b> 本</td> </tr> <tr> <td>3 m 以上</td> <td><b>1,000</b> 本</td> </tr> </tbody> </table>		植栽樹木の樹高	植栽本数（1 ha 当たり）	苗木	<b>3,000</b> 本	1 m 以上	<b>2,000</b> 本	2 m 以上	<b>1,500</b> 本	3 m 以上	<b>1,000</b> 本
植栽樹木の樹高	植栽本数（1 ha 当たり）																						
苗木	<b>3,000</b> 本																						
1 m 以上	<b>2,000</b> 本																						
2 m 以上	<b>1,500</b> 本																						
3 m 以上	<b>1,000</b> 本																						
植栽樹木の樹高	植栽本数（1 ha 当たり）																						
苗木	<b>3,000</b> 本																						
1 m 以上	<b>2,000</b> 本																						
2 m 以上	<b>1,500</b> 本																						
3 m 以上	<b>1,000</b> 本																						

改正後	改正前
<p>⑥ 略</p> <p>(3) 緑化の基準  土地開発行為の実施により環境資源に影響を及ぼしたり、良好な景観が失われた場合などには、樹木の植栽などによりその復元・創出に努めること。</p> <p>① 略</p> <p>② 緑化措置</p> <p>ア 略</p> <p>イ 緑化を行う場合の形態は、地質、土地、気象及び近傍にある既往の法面等の状態等を勘案し、現地に適合したものを選定すること。</p> <p>a 平坦部  平坦部は必要に応じ、有機質の多い客土（厚さ <u>50cm</u> 程度）を行ったうえで、1ヘクタール当たり 3,000 本以上の植栽を行うこと。</p> <p>b 土砂法面  小段は必要に応じ、有機質の多い客土（厚さ <u>50cm</u> 程度）を行ったうえで、<u>2</u>㎡当たり 1 本以上の植栽を行うこと。法面には、種子吹付工等（希望発生本数は 1㎡当たり 5,000 本以上）を行うこと。</p> <p>c 岩石法面  小段は必要に応じ、有機質の多い客土（厚さ <u>50cm</u> 程度）を行ったうえで、<u>2</u>㎡当たり 1 本以上の植栽を行うこと。緩傾斜（傾斜角 <u>45</u> 度以下）法面等緑化が可能な場合には、植生ネット張種子吹付工等（希望発生本数は 1㎡当たり 5,000 本以上）を行うこと。</p> <p>(参考)・(参考資料) 略</p> <p>③ 略</p> <p>2. 生活環境の保全</p> <p>(1) 土砂等の埋立てに関する基準  土砂等の埋立てに供する区域（土地造成その他の事業が行われる一団の土地の区域内において当該事業の工程の一部として土砂等の埋立てが行われる場合にあつては、当該事業が行われる一団の土地の区域）以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て</p>	<p>⑥ 略</p> <p>(3) 緑化の基準  土地開発行為の実施により環境資源に影響を及ぼしたり、良好な景観が失われた場合などには、樹木の植栽などによりその復元・創出に努めること。</p> <p>① 略</p> <p>② 緑化措置</p> <p>ア 略</p> <p>イ 緑化を行う場合の形態は、地質、土地、気象及び近傍にある既往の法面等の状態等を勘案し、現地に適合したものを選定すること。</p> <p>a 平坦部  平坦部は必要に応じ、有機質の多い客土（厚さ <u>50cm</u> 程度）を行ったうえで、1ヘクタール当たり 3,000 本以上の植栽を行うこと。</p> <p>b 土砂法面  小段は必要に応じ、有機質の多い客土（厚さ <u>50cm</u> 程度）を行ったうえで、<u>2</u>㎡当たり 1 本以上の植栽を行うこと。法面には、種子吹付工等（希望発生本数は 1㎡当たり 5,000 本以上）を行うこと。</p> <p>c 岩石法面  小段は必要に応じ、有機質の多い客土（厚さ <u>50cm</u> 程度）を行ったうえで、<u>2</u>㎡当たり 1 本以上の植栽を行うこと。緩傾斜（傾斜角 <u>45</u> 度以下）法面等緑化が可能な場合には、植生ネット張種子吹付工等（希望発生本数は 1㎡当たり 5,000 本以上）を行うこと。</p> <p>(参考)・(参考資料) 略</p> <p>③ 略</p> <p>2. 生活環境の保全</p> <p>(1) 土砂等の埋立てに関する基準  土砂等の埋立てに供する区域（土地造成その他の事業が行われる一団の土地の区域内において当該事業の工程の一部として土砂等の埋立てが行われる場合にあつては、当該事業が行われる一団の土地の区域）以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て</p>

改正後	改正前
<p>であって、その規模が <u>10,000</u> m<sup>3</sup>以上のもの（以下「土砂等埋立事業」という。）については、以下の基準に適合すること。</p> <p>①・② 略</p> <p>(2) 略</p> <p><b>第3 水源地の保全</b></p> <p>土砂等埋立事業を行うに際しては、条例第 <u>17</u> 条第2項に基づく意見聴取の対象となる関係市町の範囲を次の方法により予測すること。</p> <p>(予測方法)</p> <p>下流河川の低水流量が、次式により想定される土砂等埋立事業場の浸透水量の <u>100</u> 倍以上となり、河川水と浸透水とが十分に混合して一様な水質に達する地点までの範囲とする。</p> <p>ア・イ 略</p> <p><b>第4 景観の保全 略</b></p>	<p>であって、その規模が <u>10,000</u> m<sup>3</sup>以上のもの（以下「土砂等埋立事業」という。）については、以下の基準に適合すること。</p> <p>①・② 略</p> <p>(2) 略</p> <p><b>第3 水源地の保全</b></p> <p>土砂等埋立事業を行うに際しては、条例第 <u>17</u> 条第2項に基づく意見聴取の対象となる関係市町の範囲を次の方法により予測すること。</p> <p>(予測方法)</p> <p>下流河川の低水流量が、次式により想定される土砂等埋立事業場の浸透水量の <u>100</u> 倍以上となり、河川水と浸透水とが十分に混合して一様な水質に達する地点までの範囲とする。</p> <p>ア・イ 略</p> <p><b>第4 景観の保全 略</b></p>

改正後	改正前
<p>IV. 関係法令等</p> <p>(1) 森林法（抄） 略</p> <p>(2) 森林法施行令（抄）  [昭和 26 年 7 月 31 日政令第 276 号]  最終改正[令和 4 年 9 月 22 日政令第 313 号]</p> <p>（開発行為の規模）  第 2 条の 3 法第 10 条の 2 第 1 項の政令で定める規模は、<u>次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。</u></p> <p><u>一 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積 1 ヘクタールで、かつ、道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員 3 メートル</u></p> <p><u>二 太陽光発電設備の設置を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積 0.5 ヘクタール</u></p> <p><u>三 前 2 号に掲げる行為以外の行為 当該行為に係る土地の面積 1 ヘクタール</u></p> <p>略</p> <p>(3) 森林法施行規則（抄）  [昭和 26 年 8 月 1 日農林省令第 54 号]  最終改正[令和 4 年 9 月 30 日農林水産省令第 56 号]</p> <p>（開発行為の許可の申請）  第 4 条 法第 10 条の 2 第 1 項の許可を受けようとする者は、申請書に<u>次に掲げる書類</u>を添え、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p><u>二 開発行為に係る森林の位置図及び区域図</u></p> <p><u>三 開発行為に関する計画書</u></p> <p><u>三 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類</u></p> <p><u>四 許可を受けようとする者（独立行政法人等登記令（昭和 39 年政令第 28 号）第 1 条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合</u></p>	<p>IV. 関係法令等</p> <p>(1) 森林法（抄） 略</p> <p>(2) 森林法施行令（抄）  [昭和 26 年 7 月 31 日政令第 276 号]  最終改正[平成 30 年 11 月 21 日政令第 320 号]</p> <p>（開発行為の規模）  第 2 条の 3 法第 10 条の 2 第 1 項の政令で定める規模は、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が 1 ヘクタールを超えるものにあつては道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員 3 メートルとし、その他の行為にあつては土地の面積 1 ヘクタールとする。</p> <p>略</p> <p>(3) 森林法施行規則（抄）  [昭和 26 年 8 月 1 日農林省令第 54 号]  最終改正[令和 4 年 9 月 30 日農林水産省令第 56 号]  <u>（一部未施行を除く）</u></p> <p>（開発行為の許可の申請）  第 4 条 法第 10 条の 2 第 1 項の許可を受けようとする者は、申請書<u>（2 通）</u>に<u>開発行為に係る森林の位置図及び区域図並びに次に掲げる書類</u>を添え、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p><u>二 開発行為に関する計画書</u></p> <p><u>三 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類</u></p> <p><u>三 許可を受けようとする者（独立行政法人等登記令（昭和 39 年政令第 28 号）第 1 条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合</u></p>

改正後	改正前
<p>には当該法人の登記事項証明書<u>(これに準ずるものを含む。)</u>、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、<u>個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類</u></p> <p><u>五 開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）</u></p> <p><u>六 開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類</u></p> <p><u>七 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認める書類</u></p> <p>略</p> <p>(4) 連絡調整（林地開発協議）の根拠 略</p>	<p>には当該法人の登記事項証明書、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類</p> <p>略</p> <p>(4) 連絡調整（林地開発協議）の根拠 略</p>